

大阪府議会議員 だい し るり かきみ大志朗ニュース

発行:垣見大志朗事務所 〒596-0821岸和田市小松里町2312-2階201号室
TEL 072-443-4950 FAX 072-443-4960



2月定例会警察危機管理常任委員会 垣見議員質問からの抜粋

●電動アシスト自転車の基準について

道路交通法施行規則第1条の3の基準を満たす自転車の基準に適合しない「電動アシスト自転車」で道路を通行すると法令違反となり、事故につながるおそれもあります。大阪府下における自転車の事故件数についてご覧の通り令和4年と令和5年を見てみると増加傾向が見て取れます。

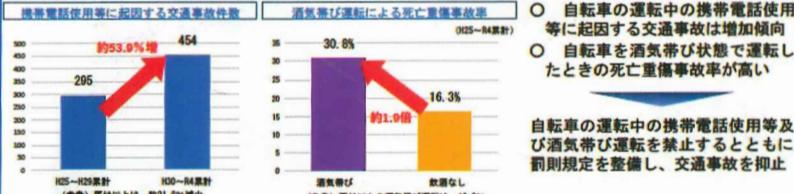
警察庁のホームページに最近における道路交通をめぐる情勢等に鑑み、自転車等の交通事故の防止等のため、自転車の運転中における携帯電話使用等の禁止、自転車等の運転者による一定の違反

行為の反則行為への追加等の措置を講ずる必要があるとの理由で法案が提出されており、法律案(概要)によりますと一部抜粋ですが、赤○のところ原動機付自転車等の運転の明確化として、車両区分が不明確で交通事故・違反の増加していることから原動機に加えペダル等を備えている原動機付自転車等をペダル等を用いて走行させることが、原動機付自転車等の運転に該当することを明確化する方向のことです。

道路交通法の一部を改正する法律案(概要)

自転車等の交通事故防止のための規定の整備

① 携帯電話使用等及び酒気帯び運転の禁止



② 自転車等の安全を確保するための規定の創設

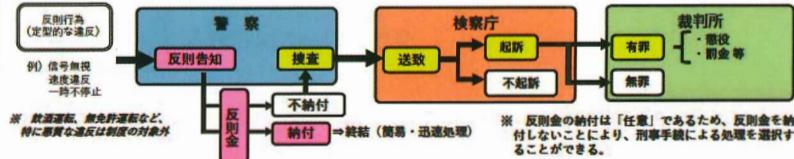
同一の方向に進行する自動車等対自転車事故のうち自転車の右側面が接触部位の事故割合は増加傾向(令和4年は53%にまで増加)
車道における自動車等と自転車等の側方接触を防止するため新たな義務として、自動車等が自転車等の右側を通過する場合において両者の間に十分な間隔がないとき、
自動車等: 自転車等との間隔に応じた安全な速度で進行
自転車等: できる限り道路の左側端に寄って通行

③ 自転車等に対する交通反則通告制度(青切符)の適用

自転車の検挙件数が増加する中、現行の違反処理(刑事手続)では、取締り現場での長時間の手続や後日の出頭、前科が付く可能性がある。

自転車等の運転者(16歳未満の者を除く。)がした一定の違反行為を交通反則通告制度(青切符)の対象とし、合理化を図る。

【交通反則通告制度と刑事手続との関係】

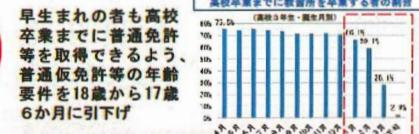


その他

○ 原動機付自転車等の運転の明確化



○ 普通仮免許等の年齢要件の引下げ



3月5日の「自転車“青切符”悪質違反に反則金道交法改正案を閣議決定」のNHK NEWSWEBの記事にNPO法人「自転車活用推進研究会」小林成基(こばやしげき)理事長が「中略 歩行者をちゃんと守る、そのために自転車もルールを守る、車も自転車を意識して自転車を危ない目に遭わせないというのが大原則なので、制度、法律、警察のキャンペーン、民間の呼びかけが、その方向に向かうことが今後、重要になると

思う」とありました。私も同感です。改正に際して府民への丁寧な周知を要望しました。

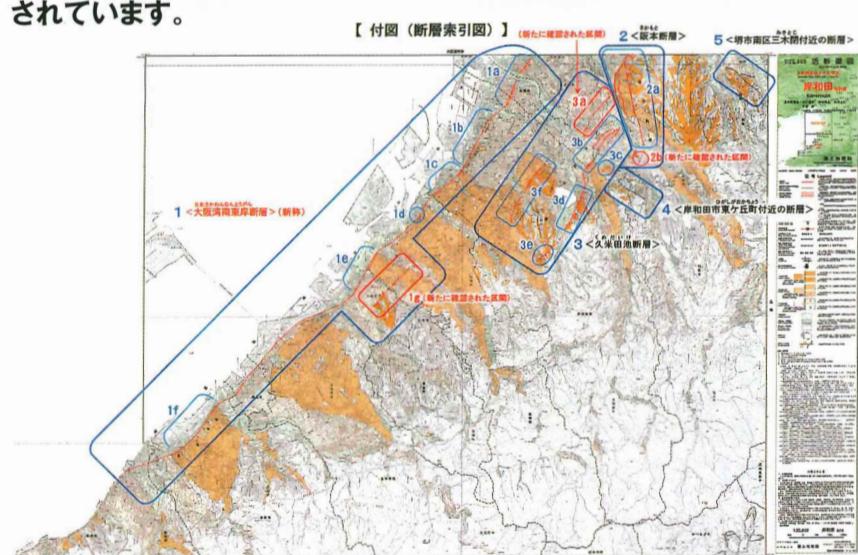
●最新の情報を用いた被害想定の算定について

垣見 能登半島地震について、発生から2か月以上が経過し、今後、被害の全容が明らかにされ、国や県等が検証作業を行うものと思われますが、石川県が能登半島沖の地震で想定していた被害は、今回の地震より規模が小さく災害度は低いと評価されており、見直しもされていなかったとの報道もされています。文部科学省の地震調査研究推進本部のホームページによりますと、上町断層帯など大阪府周辺にも多くの断層が存在することが示されています。

文部科学省
地震調査研究推進本部 HPより



大阪府では平成18年度に直下型地震の被害想定を公表していますが、その後10年以上が経過しております。様々な機関が地震の調査や研究を実施しており、私の地元岸和田市周辺でも新たな断層が見つかったといった情報もあります。令和2年11月に国土地理院編集の「上町断層帯とその周辺1:25,000活断層図「岸和田改訂版」解説書」によれば、名称:大阪湾南東岸断層、走向:北東-南西、長さ:約21km、断層種別:活断層、概要:泉大津市本町付近から阪南市尾崎町付近まで、大阪湾の沿岸部に延びる長さ約21kmの活断層、全体として北東-南西方向に延びている。(中略)大阪湾南東部に面した海岸部に分布することから、大阪湾南東岸断層と呼ぶことにします。とされています。



現在、大阪府では被害想定の見直しに着手していると聞いていますが、最新の情報を用いて、大阪府で起こりうる被害を適切に想定し、それに備えることは非常に重要であると考えます。現在行っている直下型地震の被害想定の見直しでは、どのように最新の情報を取り入れ、被害想定に反映するのか。

答弁 直下型地震の被害想定の算定では、地震調査研究推進本部が公表している活断層のうち、大阪府周辺の活断層を検討対象とし、その中から大阪府への影響が大きい活断層をいくつか抽出し、それぞれの活断層について、被害想定を算定することとしており、平成18年度の公表では、上町断層帯、生駒断層帯、有馬高槻断層帯、中央構造線断層帯について被害想定を算定している。現在、地震調査研究推進本部では、近畿地域の活断層の長期評価が進められており、活断層に関する最新情報が公表される見込みであることから、本府ではこのデータを用いて被害想定を算定する予定としている。引き続き、国の検討状況を注視しながら、最新の情報を用いて適切な被害想定を算定し、必要な対策につなげていく。

